

平成二十一年二月十日受領
答弁第七九号

内閣衆質一七一第七九号

平成二十一年二月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島の面積等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島の面積等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「五十二島を除き、政府として個別の面積を把握していない島」については、昭和四十四年及び昭和六十一年に海上保安庁の行った調査では、個別の島を特定できる資料を作成していないため、お答えすることは困難である。

二について

御指摘の冊子において御指摘の島の面積が記入されていないのは、御指摘の資料は、平成十八年国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に基づくものであり、この面積調のうち島面積には一平方キロメートル未満の面積の島が掲載されていないためである。

三から五までについて

政府として、御指摘の測量の一々については把握していないが、いずれにせよ、北方四島の領有権に関する我が国の立場については、ロシア連邦に対し、累次にわたり申し入れてきている。

六について

政府としては、大韓民国に対し累次にわたり竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を申し入れてきているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、同国との関係もあり差し控えた
い。

七から九までについて

前回答弁書（平成二十一年一月三十日内閣衆質一七一第四四号）二及び四について述べたとおり、「我が国を構成する島々」の一つ一つの面積については、網羅的に把握しているものではなく、また、その必要があるとは認識していない。

我が国の国土面積の計測は、国土地理院が策定した全国統一の基準に基づき一定の縮尺の地図を用いて行っているところである。